

令和 7 年 12 月長門市議会定例会議決結果について(12 月 19 日)

議案 番号	件 名	提出者	議 決 年月日	議決 結果	備考
第 1 号	令和 7 年度長門市一般会計補正予算 (第 6 号) ※	市長	R7. 12. 19	原案 可決	計数 整理
第 2 号	令和 7 年度長門市国民健康保険事業特別 会計補正予算 (第 3 号) ※	〃	〃	〃	計数 整理
第 3 号	令和 7 年度長門市介護保険事業特別会 計補正予算 (第 4 号) ※	〃	〃	〃	計数 整理
第 4 号	長門市乳児等通園支援事業の設備及 び運営に関する基準を定める条例	〃	〃	〃	
第 5 号	長門市特定乳児等通園支援事業の運 営に関する基準を定める条例	〃	〃	〃	
第 6 号	長門市議会個人情報保護条例及び長 門市行政手続における特定の個人を 識別するための番号の利用等に関す る法律に基づく個人番号の利用及び 特定個人情報の提供に関する条例の 一部を改正する条例	〃	〃	〃	
第 7 号	長門市部課設置条例の一部を改正す る条例	〃	〃	〃	
第 8 号	長門市一般職の職員の特殊勤務手当 に関する条例の一部を改正する条例	〃	〃	〃	
第 9 号	長門市家庭的保育事業等の設備及び 運営に関する基準を定める条例の一 部を改正する条例	〃	〃	〃	
第 10 号	長門市長門湯本温泉駐車場条例の一 部を改正する条例	〃	〃	〃	
第 11 号	長門市火災予防条例の一部を改正す る条例	〃	〃	〃	
第 12 号	長門市消防団員の定員、任免、給与、 服務等に関する条例の一部を改正す る条例	〃	〃	〃	
第 13 号	工事請負契約の一部を変更すること について (長門市 IT 関連企業等集積 拠点施設整備改修建築工事)	〃	〃	〃	
第 14 号	津黄龍宮の潮吹交流施設の指定管理 者の指定について	〃	〃	〃	
第 15 号	里山ステーション俵山の指定管理者 の指定について	〃	〃	〃	

議案 番号	件 名	提出者	議 決 年月日	議決 結果	備考
第 16 号	長門市くじら資料館の指定管理者の 指定について	市長	R7. 12. 19	原案 可決	
第 17 号	金子みすゞ記念館の指定管理者の指 定について	//	//	//	
第 18 号	香月泰男美術館の指定管理者の指定 について	//	//	//	
第 19 号	村田清風記念館の指定管理者の指定 について	//	//	//	
第 20 号	長門市文化会館「ラポールゆや」の指 定管理者の指定について	//	//	//	
第 21 号	ながと総合体育館の指定管理者の指 定について	//	//	//	
第 22 号	長門市依山多目的交流広場の指定管 理者の指定について	//	//	//	
第 23 号	令和 7 年度長門市一般会計補正予算 (第 5 号) ※	市長	R7. 12. 10	原案 可決	計数 整理
第 24 号	令和 7 年度長門市国民健康保険事業特 別会計補正予算 (第 2 号) ※	//	//	//	計数 整理
第 25 号	令和 7 年度長門市湯本温泉事業特別会 計補正予算 (第 2 号)	//	//	//	
第 26 号	令和 7 年度長門市介護保険事業特別会 計補正予算 (第 3 号) ※	//	//	//	計数 整理
第 27 号	令和 7 年度長門市後期高齢者医療事業 特別会計補正予算 (第 2 号)	//	//	//	
第 28 号	令和 7 年度長門市水道事業会計補正予 算 (第 2 号)	//	//	//	
第 29 号	令和 7 年度長門市下水道事業会計補正 予算 (第 2 号)	//	//	//	
第 30 号	長門市一般職の任期付職員の採用等 に関する条例の一部を改正する条例	//	//	//	
第 31 号	長門市長等の給与に関する条例の一部 を改正する条例	//	//	//	
第 32 号	長門市一般職の職員の給与に関する 条例の一部を改正する条例	//	//	//	
第 33 号	長門市会計年度任用職員の給与等 に関する条例の一部を改正する条例	//	//	//	

議案 番号	件 名	提出者	議 決 年月日	議決 結果	備考
第 34 号	令和 7 年度長門市一般会計補正予算 (第 7 号)	市長	R7.12.19	原案 可決	
議員提出 議案 第 1 号	長門市議会議員の報酬、費用弁償及び 期末手当に関する条例の一部を改正 する条例	重村法弘 ほか 3 名	//	//	

※ 追加上程した議案を先に議決したため、
 議案第 1 号の補正号数（第 5 号）を（第 6 号）に変更
 議案第 2 号の補正号数（第 2 号）を（第 3 号）に変更
 議案第 3 号の補正号数（第 3 号）を（第 4 号）に変更
 議案第 23 号の補正号数（第 6 号）を（第 5 号）に変更
 議案第 24 号の補正号数（第 3 号）を（第 2 号）に変更
 議案第 26 号の補正号数（第 4 号）を（第 3 号）に変更